

別 紙

第 号
令和 年 月 日

殿

局（財務事務所、出張所）長

お 知 ら せ

あなたが国から貸付けを受けてご使用中の下記不動産は、これまで農林水産省が管理してきましたが、令和 年 月 日をもちまして所管が財務省に移りましたのでお知らせします。

また、下記不動産については、できるだけ早期に買い受けるようお願いします。

なお、やむを得ない事情により早期に買い受けることが困難な場合は、財務省で定めております貸付条件及び契約書式により貸付契約を変更する手続をとっていただくこととなります。

本件についての照会等は、当局（財務事務所、出張所） 課（電話番号）へご連絡ください。

記

所 在
種 目
数 量

（注）売払いに当たって随意契約の適格性に問題がある場合は、取りあえず、財務省が当該財産を引き継いだ旨を通知するにとどめること。